

令和4年度 第1回水巻町地域公共交通会議 次第

○日時 令和5年3月2日(木) 14時～

○場所 水巻町役場 301会議室

1. 町長あいさつ
2. 委嘱状の交付
3. 委員紹介
4. 水巻町地域公共交通会議設置条例、財務規程、事務局規程の説明
5. 正副会長、監事の選任について
6. 諮問
7. 令和4年度予算案及び令和5年度予算案について
8. 水巻町公共交通等再構築事業における活動状況等について
9. その他

水巻町地域公共交通会議 委員名簿 (任期：R5. 2. 1～R6. 3. 31)

R5. 2. 1作成

	区分		団体等	役職	氏名	備考
1	第1号	水巻町	水巻町	副町長	荒巻和徳	
2	第1号	水巻町	水巻町建設課	課長	北村賢也	
3	第1号	水巻町	水巻町福祉課	課長	洞ノ上浩司	
4	第2号	一般旅客自動車運送事業者	北九州市交通局	総務経営課長	甲山乙也	
5	第2号	一般旅客自動車運送事業者	有限会社みずほタクシー	代表取締役	松崎 繁	
6	第2号	一般旅客自動車運送事業者	折尾タクシー株式会社	総務部長	野添幸宏	
7	第2号	一般旅客自動車運送事業者	合資会社西部水巻交通	所長	園田俊弘	
8	第3号	一般旅客自動車運送事業者 が組織する団体	一般社団法人 北九州タクシー協会	折尾地区会長	貞包健一	
9	第4号	一般旅客自動車運送事業者 の事業用自動車の運転者が 組織する団体	北九州市交通局労働組合	執行委員長	三浦弘光	
10	第5号	鉄道事業者	九州旅客鉄道株式会社	黒崎地区統括駅長	宮田 匡	
11	第6号	住民又は旅客	水巻町議会	議員	岡田選子	
12	第6号	住民又は旅客	水巻町議会	議員	津田敏文	
13	第7号	道路管理者	国土交通省九州地方整備局 北九州国道事務所	八幡維持出張所長	河野 勲	
14	第7号	道路管理者	福岡県北九州県土整備事務所	地域整備主幹	田邊泰史	
15	第8号	地方運輸局	国土交通省九州運輸局	福岡運輸支局長	久世和彦	
16	第9号	公安委員会	福岡県折尾警察署	交通第一課交通規制係長	緒方正典	
17	第10号	学識経験者	九州工業大学大学院	建設社会工学研究系准教授	寺町賢一	
18	第11号	その他町長が必要と認める もの	福岡県企画・地域振興部 交通政策課	交通総務係長	田辺好徳	
19	第11号	その他町長が必要と認める もの	水巻町社会福祉協議会	係長	梅本大吉郎	

水巻町地域公共交通会議設置条例

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進に必要な事項の協議等を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる事項を協議するため、水巻町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 生活交通の確保・維持・改善のための事業に関すること。
- (3) 道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に関すること。
- (4) 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか）に規定される生活交通確保維持改善計画の策定及び地域公共交通確保維持改善事業の実施に関すること。
- (5) 活性化再生法に規定される地域公共交通計画の策定、変更及び事業の実施に関すること。
- (6) 交通会議の運営方法その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる団体の代表者又はその指名する者・25名以内の委員をもって構成し、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 水巻町
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 鉄道事業者
- (6) 住民又は旅客
- (7) 道路管理者
- (8) 地方運輸局
- (9) 公安委員会
- (10) 学識経験者
- (11) その他町長が必要と認めるもの

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の数及び選任)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、会長が委員のうちから指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、交通会議の会計監査を行う。
- 7 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。

(会議)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていないときは、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、この限りでない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提供させ、又は会議への出席を依頼し、説明及び意見を聴くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(作業部会)

第6条 会長は、交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて交通会議に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(報酬)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、水巻町特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第9号）の規定による。

(事務局)

第9条 交通会議の業務を処理するため、水巻町企画課内に事務局を置く。

(経費の負担)

第10条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

(水巻町特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

3 水巻町特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。
別表第1 J R東水巻駅周辺等整備基本構想策定委員会の項の次に次のように加える。

地域公共交通会議	委員			2,500
----------	----	--	--	-------

水巻町地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水巻町地域公共交通会議設置条例（令和4年条例第16号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、水巻町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、水巻町からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の承認を経なければならない。
- 3 会長は、交通会議を開会する暇がないときは、予算を専決することができる。この場合において、会長は次の交通会議に報告しなければならない。
- 4 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 5 会長は、第2項及び第3項の規定により、予算が成立したときは、当該予算書の写しを速やかに町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議の承認を得るものとする。

- 2 前条第3項及び第5項の規定は、予算の補正について準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、水巻町の財務の例によるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

- 2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

- 2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納及び現金等の保管、その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、水巻町の財務の例によるものとする。

2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、条例第4条第6項の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに町長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5年2月1日から施行する。

2 交通会議の設立初年度において、この規程の施行後、会長が選出されるまでの間は、第2条の規定にかかわらず、事務局長が予算に関する会長の職務を代行する。

3 令和4年度の会計年度は、第2条第4項の規定にかかわらず、令和5年2月1日から始まる。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
5 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

水巻町地域公共交通会議事務局規程

（趣旨）

第1条 この規程は、水巻町地域公共交通会議設置条例（令和4年条例第16号。）第11条の規定に基づき、地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）交通会議の会議に関すること。
- （2）交通会議の資料作成に関すること。
- （3）交通会議の庶務に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、水巻町企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、水巻町企画課職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3）物品及び現金の出納に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、水巻町の文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 交通会議の公印の種類は会長印及び出納員印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、水巻町の公印の取扱いの例による。

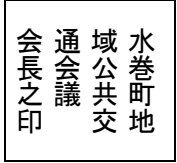
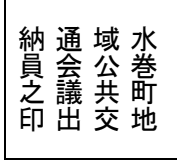
（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
水巻町地域 公共交通会議 会長の印		てん書	20×20	会長名をも って発する 文書	1	事務局長
水巻町地域 公共交通会議 出納員の印		てん書	15×15	預金通帳	1	事務局長